

証券コード 9127
2024年6月5日
(電子提供措置開始日2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 佐野展雄

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第115回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.tamaiship.co.jp>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「玉井商船」又は「コード」に当社証券コード「9127」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月21日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階 ホール4C
TKPガーデンシティPREMIUM田町

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第115期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限りません。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成のあったものとしてお取り扱いさせていただきます。
 - ◎ お土産の配布は行いません。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

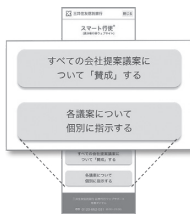
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



……………「次へすすむ」をクリック

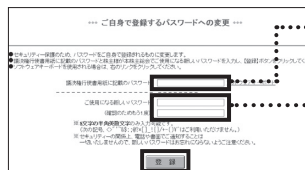
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



……………「議決権行使コード」を入力

……………「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



……………「パスワード」を入力

……………実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

……………「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ^{きよ}清 ^{ざき}崎 ^{てつ}哲 ^や也 （1952年9月16日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
7,100株

1973年10月 当社入社
2005年4月 当社 海務部長
2012年6月 当社 取締役海務部長
2013年4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長
2023年6月 当社 常務取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長、内部統制室長、サステナビリティ委員長（現任）

取締役会出席状況(出席率)
7回／7回
(100%)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 代表取締役社長
T.S. Central Shipping Co.,Ltd.取締役

取締役候補者とした理由等

入社から16年間、船舶職員として当社グループ保有船に乗船し、陸上勤務後もその経験を活かして船舶の海上安全及び船舶の労務管理・教育等を担う海務部長を務め、2012年より取締役海務部長、その後内航タンカー安全管理室長を兼務し海務全般を統括しております。

また、2023年から内部統制室長及びサステナビリティ委員長も兼務し、当社及び子会社における内部監査実施や、ESG経営の推進に寄与して参りました。

当社における豊富な業務経験と、海運業の経営全般及び船舶における豊富な知見を有しており、また当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 ^{まつ}松 ^{もと}本 ^{かず}和 ^{なり}成 (1964年8月11日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

800株

1991年 6月 大同汽船株式会社入社 (現玉井商船株式会社)
2013年 4月 当社 内航2部長
2015年 1月 当社 内航営業部長
2022年 6月 当社 取締役内航営業部長 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

7回/7回
(100%)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 取締役

取締役候補者とした理由等

当社の子会社だった大同汽船株式会社に入社し、当社と合併した1996年以降も同社から引き継がれた内航海運事業に携わり、現在は内航営業部長を務める他、内航船員が在籍する子会社である大四マリン株式会社の取締役を兼務しております。

これまで培ってきた内航海運事業における豊富な業務経験、実績、知見は、当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 ^{なが}永 ^い井 ^{まこと}仁 (1970年8月21日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1995年 9月 大同汽船株式会社入社 (現玉井商船株式会社)
2022年 6月 当社 外航営業部長 (現職)

(重要な兼職の状況)

T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由等

当社の子会社だった大同汽船株式会社に入社し、当社と合併した1996年以降は内航海運事業に約10年間従事、その後は当社の主要事業である外航海運事業に携わり、当社経営を牽引して参りました。2022年からは外航営業部長を務め、また、2023年から子会社であるT.S. Central Shipping Co.,Ltd.の取締役を兼務しております。

これまで培ってきた内航・外航海運事業の豊富な業務経験、実績、知見は、当社の企業価値向上に資するものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。

4 おか もと やす のり
岡 本 泰 憲 (1957年4月7日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1980年4月	日本軽金属株式会社入社
—	2008年6月	同社 執行役員
	2012年6月	同社 常務執行役員
取締役会出席状況(出席率)	2012年10月	日本軽金属ホールディングス株式会社 執行役員
	2013年6月	同社 取締役、人事・総務・経理統括室長 (現任) 日本軽金属株式会社 取締役 (現任)
7回/7回 (100%)	2014年6月	同社 専務執行役員
在任年数	2018年6月	日本軽金属ホールディングス株式会社 社長全般補佐 (現任) 当社 社外取締役 (現任)
6年	2020年6月	日本軽金属株式会社 副社長執行役員 (現任)

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役
日本軽金属株式会社 取締役副社長執行役員
東洋アルミニウム株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役副社長執行役員であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、企業経営に関する豊富な業務経験、実績、知見を有し、当社取締役会の審議において適宜助言や提言をいただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、社外取締役として、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

5 ^{きの}樹 ^{した}下 ^{けん}健 (1965年4月14日生)

新任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1991年4月 日本軽金属株式会社入社
2012年4月 同社 化成品事業部アルミナ部長
2021年6月 同社 執行役員化成品事業部長(現任)

(重要な兼職の状況)

日本軽金属株式会社 執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の株主である日本軽金属株式会社の執行役員化成品事業部長であり、同社の化成品事業に携われた頃より当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、企業経営に関する豊富な業務経験、実績、知見を有しており、社外取締役として、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけることを期待し、新たに社外取締役候補者としております。

6 ^{たま}玉 ^い井 ^{ひろし}裕 (1961年9月1日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,000株

2011年4月 新神戸ドック株式会社 代表取締役社長(現任)
2014年6月 当社 社外監査役
2017年6月 当社 社外取締役(現任)

取締役会出席状況(出席率)

7回/7回
(100%)

(重要な兼職の状況)

新神戸ドック株式会社 代表取締役社長
本山パインクレスト株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

在任年数

7年

当社社外監査役を経て、2017年6月より社外取締役に就任し、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、船舶修繕業の経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有し、当社取締役会の審議において適宜助言や提言をいただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、社外取締役として、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

取締役会出席状況(出席率)

5回/5回
(100%)

※取締役就任後開催の
取締役会に全て出席

在任年数

1年

2003年 9月 東京弁護士会登録
岡部・山口・相澤・戸塚法律事務所入所
2011年 1月 岡部・山口法律事務所 パートナー
2014年 4月 大連海事大学法学院 客員教授 (現任)
2016年 4月 早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師
2022年 7月 左合総合法律事務所 代表弁護士 (現任)
2022年 9月 早稲田大学法学研究科 非常勤講師 (現任)
2023年 6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

左合総合法律事務所 代表弁護士
大連海事大学法学院 客員教授
早稲田大学法学研究科 非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士の資格を有しており、法務全般に関する専門的な知見、経験等を活かしていただくことで、取締役会の意思決定機能の向上、透明性のある経営の監視を適切に行うことができると判断するとともに、コンプライアンスの充実を図ることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 岡本泰憲氏、樹下 健氏、玉井 裕氏及び左合輝行氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者岡本泰憲氏は、日本軽金属株式会社の取締役副社長執行役員を兼務、社外取締役候補者樹下 健氏は同社執行役員を兼務しており、当社と同社との間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者岡本泰憲氏、玉井 裕氏及び左合輝行氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者樹下健氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。
5. その他特記事項について
- 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実につきましては、以下のとおりであります。
- 社外取締役候補者岡本泰憲氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社並びに同子会社の日本軽金属株式会社及び東洋アルミニウム株式会社の取締役に就任し現在に至っておりますが、2023年3月29日、日本軽金属ホールディングス株式会社は、同社グループ18社36事業所において、製造方法、試験・検査方法、試験・検査結果の取扱い、報告・公表に関する不適切行為214件が行われていたことを公表しました。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役後藤光良氏及び山口修司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 ^ご後 ^{とう}藤 ^{みつ}光 ^{よし}良 (1959年4月19日生)

再任 社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,700株

取締役会出席状況(出席率)

7回/7回
(100%)

監査役会出席状況(出席率)

8回/8回
(100%)

在任年数

4年

1983年4月 日軽化工株式会社(現日本軽金属株式会社)入社
2010年5月 日本軽金属株式会社 化成品事業部、大阪支店長
2014年6月 同社 化成品事業部、名古屋支店長(2017年7月まで兼務)
2020年7月 当社 常勤監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の化成品事業部にご在籍時より、当社業務を深くご理解されており、化成品事業部支店長としての豊富な業務経験、実績、知見を有しております。当社常勤監査役在任中は、この知見を活かした様々なご意見をいただいております。また、監査役として当社の業務全般を適切に監査いただいております。

これまでの実績から監督機能として十分に期待でき、当社経営の公正性確保に資するものと判断し、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものです。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1,800株	1982年 4 月 神戸弁護士会登録
取締役会出席状況(出席率)	7回／7回 (100%)	1987年 4 月 クライド・アンド・カンパニー法律事務所入所
監査役会出席状況(出席率)	8回／8回 (100%)	1988年 5 月 第一東京弁護士会登録
在任年数	20年	1990年 9 月 岡部・山口法律事務所開設
		2000年 3 月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役
		2004年 6 月 当社 社外監査役 (現任)
		2010年 1 月 岡部・山口法律事務所 代表弁護士
		2014年 6 月 株式会社住友倉庫 社外監査役
		2016年 3 月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役 (現任)
		2017年 6 月 株式会社住友倉庫 社外取締役 (現任)
		2022年 4 月 中央大学法科大学院 客員教授 (現任)
		2022年 4 月 法制審議会商法 (船荷証券等電子化) 部会 臨時委員 (現任)
		2022年 7 月 山口総合法律事務所 代表弁護士 (現任)

(重要な兼職の状況)

山口総合法律事務所 代表
 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
 株式会社住友倉庫 社外取締役
 中央大学法科大学院 客員教授
 法制審議会商法 (船荷証券等電子化) 部会 臨時委員

社外監査役候補者とした理由

弁護士の資格を有しており、法務全般に関する専門的な知見、経験等を活かしていただくことで、当社監査の有効性及び実効性の向上、また監査機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者全員は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、後藤光良氏及び山口修司氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 社外監査役が任務を怠ったことにより当社が損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
4. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たにOAG監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がOAG監査法人を会計監査人の候補とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案し、複数の監査法人候補の中から選定した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

名 称	OAG監査法人		
主たる事業所の所在地	東京都千代田区五番町6番地2 ホームマツホライゾン 4F		
沿 革	2009年5月 設立		
概 要	資 本 金	35,000,000円	
	構 成 人 員		
	社 員	代表社員	1名
		特定社員	1名
		社 員	7名
		(社員合計)	9名
	職 員	公認会計士	50名
		その他	16名
		(職員合計)	66名
		《合 計》	75名
	関与会社	金融商品取引法・会社法監査対象会社	7社
		会社法監査対象会社	3社
		その他監査対象会社等	59社
		《合 計》	69社

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスによる影響を受けた世界的な経済危機から抜け出し、新しい通常の経済状態への途上にあるものと考えられます。米国景気の個人消費は堅調な一方、金利上昇により住宅投資等は減速傾向ではありますが、全般的には良好に推移しました。今後も金融環境の引き締まりが景気を下押しする見込みですが、良好な雇用や所得環境が個人消費の増加を下支えする見込みです。EU圏と英国では資源価格の落ち着きや需要の減速などを背景にインフレ圧力が弱まり、中央銀行による金融引き締めも弱まる方向で、景気も徐々に回復すると思われませんが、ロシアのウクライナ侵攻、中東の地政学的問題が大きく影響し、不況が長期化する恐れもあります。日本経済は資源高と円安に基づくインフレからの回復傾向が継続し、金融緩和の姿勢は継続しつつ、企業収益の好調、さらにはインバウンド需要の増加等により、当面はリバウンド需要がけん引する形で良好な状態が継続する見込みです。新興国経済について、インドでは良好な経済状態が継続し、その他の国に関しても良好な状態が継続し、中国経済は不動産問題や米国や欧州圏との対立激化に関わるサプライチェーンの見直しや変更による問題を抱え、経済の本格的な回復には少し時間がかかる模様です。

このような世界経済情勢の下、外航ドライバルク船市況は中国やインドの経済発展に伴う石炭輸入の増加やパナマ運河の滞船、南米積シップメントの増加、スエズ運河迂回に伴う行程の増加、さらには環境規制の厳格化に伴う減速航海の深化等による船腹需要の拡大によりマーケットは改善方向にあると思われませんが、一方で地球環境の変化に伴う貿易・航路の変化、地政学的リスクの先行き等による悪影響の恐れもあり、今後も様々なりリスクに対応しつつ将来の事業の拡大・発展に向け努力して参ります。

以上のような状況下、当連結会計年度も安全と顧客へのサービスを第一に、市況リスク並びに運航リスク、さらには環境負荷の軽減に全社で努力を傾注するとともに、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン輸送に当社の支配船舶を可能な限り配船し、安全且つ経済的、効率的な輸送につとめ、短期の定期用船も含めた新規契約の獲得に鋭意努力し、将来を見据えた事業展開を図りました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、6,219百万円（対前連結会計年度比△1,087百万円、14.9%減）、営業利益870百万円（同△445百万円、33.9%減）となりました。

営業外収益191百万円、営業外費用66百万円を加減し、経常利益は995百万円（同△190百万円、16.1%減）、特別利益として固定資産売却益38百万円を計上しました結果、税金等調整前当期純利益は1,033百万円となり、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益を減算して、親会社株主に帰属する当期純利益は731百万円（同△89百万円、10.9%減）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① 外航海運業

支配船舶により、北米からの穀物輸送、南米からの水酸化アルミ輸送、海外向けスラグ輸送を行い運航採算の向上に努めるとともに、一部支配船の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は一部支配船舶による短期貸船が増加したものの本船の動静上の制約から航海数が減少し5,172百万円（対前連結会計年度比△1,078百万円、17.2%減）となりました。一方、営業費用面では、燃料費をはじめ運航費全体が低下しました。営業利益は、円安の影響はあるものの営業収益減少の影響を受け、1,301百万円の営業利益（同△464百万円、26.3%減）となりました。

② 内航海運業

定期用船1隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに所有船2隻に加え、他社船1隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また、船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

営業収益はタンカー部門で貸船料の値上げにより959百万円（対前連結会計年度比13百万円、1.4%増）となりました。営業利益面では、所有船1隻の耐用年数延長による減価償却費の減少や入渠工事費用の減少によって営業費用が低下し、66百万円の営業利益（同41百万円、173%増）となりました。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、主要物件について現契約を変動契約に変更しました。この影響により、営業収益は、87百万円(対前連結会計年度比△22百万円、20.4%減)、営業利益は、10百万円（同△29百万円、74.1%減）となりました。

（営業利益は配賦不能営業費用（507百万円）控除前のものです。）

当連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去または全社	連 結
営業収益	5,172	959	87	6,219	—	6,219
営業利益	1,301	66	10	1,378	(507)	870

前連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去または全社	連 結
営業収益	6,250	946	109	7,307	—	7,307
営業利益	1,766	24	39	1,830	(514)	1,316

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、541百万円であり、主として2025年竣工予定の新造船の建造代金の一部であります。

② 資金調達

当連結会計年度において、525百万円借り入れており、新造船建造資金であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	4,723	6,734	7,307	6,219
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△83	1,190	820	731
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△43.40	616.71	425.29	379.00
純 資 産 (百万円)	4,627	5,890	6,632	7,373

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2020年度 第112期	2021年度 第113期	2022年度 第114期	2023年度 第115期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	4,471	6,517	7,069	6,006
当 期 純 利 益 (百万円)	10	1,245	810	707
1株当たり当期純利益 (円)	5.42	645.40	419.62	366.36
純 資 産 (百万円)	2,428	3,715	4,453	5,173

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の課題に取り組んで参ります。

① 外航海運業部門の収入安定化と拡大

当事業年度は、パナマ運河渾水による通行困難問題、スエズ運河の地政学問題などにより、海運収益に影響が出ました。現在パナマ運河は回復しつつありますが、今後も引き続き主要4隻の外航船舶による南米から日本向の水酸化アルミニウム輸送や北米から日本向の穀物輸送の復航貨物の契約確保、往航貨物の獲得による採算向上に努め、営業収益の計上に努めて参ります。

② 内航海運業部門の運航採算性の是正

当事業年度では採算是正に努め、内航船部門全体としては収益性に改善がみられるものの、今般の件費をはじめとする船費の上昇もあり、今後は引き続き用船料・運賃の適正価格への交渉を行うとともにコスト削減に取り組み、収益性向上を行って参ります。

③ 資本コスト・株価を意識した経営計画の策定

現在当社グループでは、各セグメントごとの収益性や中長期の船舶投資等に伴う中期計画を策定中です。その中で、ROE・EBITDA等を指標とし、上記①②の経営課題に取り組むことで収益財務基盤の安定化を図り、ひいては配当による株主還元、企業価値の向上、株価を意識した経営を目指して参ります。

④ 環境保全に求められる対応

環境への対策として、当社グループは事業による海洋環境及び生態系への影響を認識し、海洋環境への影響を最小化するために最大限の取り組みを行います。内外航船における船舶の安全運航を徹底し海難事故を防止し、環境規制遵守を行い、海洋環境の保護に努めて参ります。国際海事機関（IMO）では、大気汚染防止措置としてSox低減規制を発効しており、燃料油の硫黄分濃度の上限を順次引き下げております。欧州、アメリカ、カナダの指定海域（ECA：Emission Control Area）で使用される燃料油の硫黄分濃度上限は、2015年1月から1.0%から0.1%に引き下げられており、地中海においても2025年5月1日より同規制が開始されます。一般海域で使用される燃料油の硫黄分上限は、2020年からは、0.5%となりました。当社グループでは規制適合油を使用し、規制に対応しております。また燃料油を燃焼させると大気汚染の原因となるNOxが生成されますのでNOxの低減させるための規制も発効されており、2011年以降の建造船は2次規制に対応しています。また、今後の建造船については3次規制に対応して参ります。

⑤ 安全運航と環境保全に対応する設備に関して

温室効果ガス（GHG）排出の抑制対策は IMO にて規制され、（1）2030年までCO2排出量40%以上削減（輸送量あたり、2008年比）、（2）2050年までにGHG排出量50%以上削減（2008年比）、（3）今世紀中なるべく早期の排出ゼロ、という目標が設定されております。2013年にEEDI（エネルギー効率設計指標：Energy Efficiency Designed Ship Index新造船に対する指標）が施行され、また2023年より「EEXI（既存船燃費規制：Energy Efficiency Existing Ship Index）・燃費実績（CII: Carbon Intensity Indicator）格付け制度」が施行されています。EEXI規則に適合させるために機関出力制限（Engine Power Limitation、EPL）を設置し規則に対応して参ります。また、CO2排出量の削減について、保有船舶に対して下記の対策を行い環境保護の推進に努めております。減速による燃料消費の削減、PBCF（Propeller Boss Cap Fin: プロペラハブ渦により失われるエネルギーを回収しプロペラ効率を向上させる設備）の設置、燃費の低減を図り環境に優しい船体塗料を使用、電子機関の設置等順次CO2の排出削減を行っております。

2025年の竣工船にはEEDI(Phase3)を先取り適用し環境対策を行っております。新燃料に対する長期的な船体整備計画においては、次世代燃料である水素・アンモニア・LNG/LPG・メタノール・エタノール燃料等の開発状況を視野に置き慎重に検討を行っております。

当社グループのサステナビリティの取組みは現在策定中の中期計画でも記載いたしますが、前述の環境規制への対策を踏まえ、刻々と変わる事業環境に都度対応し、事業を通じて顧客と価値を創造し、労働環境の整備、計画的な人材投資等を行って参ります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所 在 地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	撒 積 運 搬 船	30,619	54,958	北 米 / 日 本
N I K K E I S I R I U S	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
N I K K E I P R O G R E S S O	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
T R E S F E L I C E S	撒 積 運 搬 船	31,440	55,810	北 米 / 日 本
第 二 興 玉 丸	内 航 油 送 船	3,767	5,600	国 内 沿 海
第 二 十 一 い づ み 丸	液 化 ガ ス ば ら 積 船	748	963	近 海 (非 国 際)

(注) 1.上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が1隻あります。
2.2023年10月に第二鶴玉丸は第二興玉丸に船名変更しました。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
陸 上 従 業 員	16 [—]	3 [△1]
海 上 従 業 員	44 [—]	△2 [—]
合 計	60 [—]	1 [△1]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	70,000	94.6 (3.9)	不 動 産 賃 貸 業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	1,155,267
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,037,554
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	152,410
株 式 会 社 み な と 銀 行	152,410
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	151,442

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

剰余金の配当の基本方針としましては、変動の激しい海運市況に備えるため、また、将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、そのための内部留保を確保しつつ財務基盤の改善を図り、財政状態・利益水準等を総合的に勘案し、安定した配当を継続的に実施すべきと認識しております。

当期の期末配当につきましては、有利子負債の削減・財務基盤の改善が進んでいることから、上記の基本方針に基づき、1株当たり80円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,932,000株 (自己株式1,726株を含む。)
- (3) 株主数 3,814名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本軽金属株式会社	196,800 株	10.19 %
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	141,900	7.35
大佐古幸典	96,500	4.99
乾汽船株式会社	40,600	2.10
有限会社福田商事	35,000	1.81
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	34,000	1.76
西 将弘	33,000	1.70
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	33,000	1.70
松井証券株式会社	32,300	1.67
株式会社辰巳商会	30,000	1.55

(注) 持株比率は、自己株式 (1,726株) を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野展雄	全般	
常務取締役	清崎哲也	海務部長 内航タンカー安全管理室長 内部統制室長 サステナビリティ委員長	大四マリン株式会社 代表取締役社長 T.S. Central Shipping Co., Ltd. 取締役
常務取締役	川名勉	外航営業部	T.S. Central Shipping Co., Ltd. 代表取締役社長
取締役	松本和成	内航営業部長	大四マリン株式会社 取締役
取締役	岡本泰憲		日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役 日本軽金属株式会社 取締役副社長執行役員 東洋アルミニウム株式会社 取締役
取締役	松葉俊博		日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役 日本軽金属株式会社 取締役常務執行役員
取締役	玉井裕		新神戸ドック株式会社 代表取締役社長 本山パインクレスト株式会社 監査役
取締役	左合輝行		左合総合法律事務所 代表弁護士 大連海事大学法学院 客員教授 早稲田大学法学研究科 非常勤講師
常勤監査役	後藤光良		
監査役	山口修司		山口総合法律事務所 代表弁護士 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社住友倉庫社外取締役 中央大学法科大学院 客員教授 法制審議会商法(船荷証券等電子化)部会 臨時委員
監査役	宮尾克己		宮尾公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち岡本泰憲氏、松葉俊博氏、玉井 裕氏及び左合輝行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役玉井 裕氏、取締役左合輝行氏及び監査役宮尾克己氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 2023年6月22日開催の定時株主総会において、左合輝行氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 木原 豊氏は、2023年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 重要な兼職の状況は、2024年3月31日現在の役職を記載しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2007年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬総額を150,000千円以内（年額）、監査役の報酬総額を50,000千円以内（年額）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外は2名）、監査役の員数は4名（全員社外監査役）でした。

② 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等の概要

・取締役の報酬等の決定の基本方針

取締役の個別の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、原則として、固定報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」により構成されるものとしております。なお、現在のところ株式報酬等の非金銭報酬の交付は考えておりません。当該方針は、社外取締役の意見も踏まえ、取締役会にて審議のうえ決定されたものであります。

・取締役の個人別の基本報酬の決定方針の概要

取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬として支給されるものとし、第98回定時株主総会において決議された取締役の報酬総額内で、役職位毎の職責に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準等を総合的に勘案のうえ審議された額を、取締役会の授権を受けた代表取締役社長 佐野展雄が承認し、決定するものとしております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知しており、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

・監査役の報酬の決定方針

監査役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬と業績連動報酬等により構成され、固定報酬は第98回定時株主総会において決議された監査役の報酬総額内で、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績連動報酬は、従業員に会社の事業成果等を反映した賞与が支給された場合に、その支給率と同率で算出された額を賞与として支給することとしており、第98回定時株主総会において決議された取締役の報酬総額内で取締役会の決議により支給総額が決定し、基本報酬同様、代表取締役社長が上記支給率に基づく配分額を承認し、決定するものとしております。

また、監査役の業績連動報酬は、取締役の業績連動報酬の支給率と同率で算出された額を賞与として支給することとしており、第98回定時株主総会において決議された監査役の報酬総額内で監査役の協議によって決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107,700千円 (12,000千円)	98,550千円 (11,250千円)	9,150千円 (750千円)	9人 (4人)
監査役 (全員社外監査役)	23,400千円	21,600千円	1,800千円	3人

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営陣としての事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績結果を明確に反映する経常利益が最も適切な指標の一つであると判断しております。業績連動報酬等の額の算定方法は上記のとおりであります。
当連結会計年度の経常利益は、995百万円でした。
なお、監査役の業績連動報酬等としての賞与支給につきましては、第115期までは取締役の業績連動報酬の支給率と同率で算出された額を賞与として支給する方針がございましたが、監査役会において、監査役は業務執行から独立した立場にあるため支給は相応しくないとの判断に至り、第116期より基本報酬のみの支給とすることに決定いたしました。
2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,600千円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、主要な業務執行者である当社及び子会社の取締役・監査役です。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	岡本 泰憲	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日本軽金属株式会社	取締役副社長執行役員
		東洋アルミニウム株式会社	取締役
	松葉 俊博	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日本軽金属株式会社	取締役常務執行役員
	玉井 裕	新神戸ドック株式会社	代表取締役社長
		本山パインクレスト株式会社	監査役
	左合 輝行	左合総合法律事務所	代表弁護士
		大連海事大学法学院	客員教授
早稲田大学法学研究科		非常勤講師	
社外監査役	山口 修司	山口総合法律事務所	代表弁護士
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社住友倉庫	社外取締役
		中央大学法科大学院	客員教授
		法制審議会商法（船荷証券等電子化）部会	臨時委員
	宮尾 克己	宮尾公認会計士事務所	所長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
3. 兼職の内容は、2024年3月31日現在の役職を記載しております。

当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本 泰 憲	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席し（出席率100%）、企業経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に果たしております。
	松葉 俊 博	当事業年度に開催された取締役会7回中6回に出席し（出席率85.7%）、企業経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に果たしております。
	玉井 裕	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席し（出席率100%）、船舶修繕業の経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、経営における重要事項の決定や業務執行の監督機能を適切に果たしております。
	左合 輝 行	就任後に開催された取締役会5回全てに出席し（出席率100%）、弁護士としての専門的見地を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、経営における重要事項の決定や業務執行の監督機能を適切に果たしております。
社外監査役	後藤 光 良	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会8回全てに出席し（出席率100%）、監査役会においては議長として監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては常勤監査役の立場で、議案・審議に必要な発言を行っております。また経営会議、内部統制委員会及び水曜会（幹部会議）にも助言的立場で出席しているほか、会計監査にも立ち会っており、経営の監督機能を適切に果たしております。
	山口 修 司	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会8回全てに出席し（出席率100%）、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき有用な発言を行い、経営の監督機能を適切に果たしております。
	宮尾 克 己	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会8回全てに出席し（出席率100%）、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき有用な発言を行い、経営の監督機能を適切に果たしております。

社外役員に対する報酬等

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	7人	35,400千円

(注) 1. 当事業年度における社外役員の報酬等は、基本報酬のみ支給しております。

2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,600千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものとしています。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制のシステムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ニ. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役の職務に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われたことを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び四半期レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,260,525	流動負債	1,014,952
現金及び預金	2,528,061	海運業未払金	301,494
海運業未収金及び契約資産※5	198,657	一年内返済予定の長期借入金※2※4	351,424
貯蔵品	380,311	未払法人税等	130,740
その他流動資産	153,494	契約負債	49,823
固定資産	8,557,590	賞与引当金	32,535
有形固定資産	6,809,009	その他流動負債	148,934
船 舶※1※3	5,394,729	固定負債	3,429,300
建物※3	167,143	長期借入金※2※4	2,297,661
器具及び備品※3	7,497	繰延税金負債	665,021
土地	167,363	特別修繕引当金	283,874
建設仮勘定	1,053,896	退職給付に係る負債	61,848
その他有形固定資産※3	18,379	資産除去債務	14,519
無形固定資産	9,835	その他固定負債	106,375
投資その他の資産	1,738,745	負債合計	4,444,252
投資有価証券	1,132,487	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	93,135	株主資本	6,817,358
繰延税金資産	432,377	資本金	702,000
その他長期資産	80,744	資本剰余金	373,529
		利益剰余金	5,743,946
		自己株式	△2,117
		その他の包括利益累計額	511,932
		その他有価証券評価差額金	511,932
		非支配株主持分	44,572
		純資産合計	7,373,863
資産合計	11,818,116	負債・純資産合計	11,818,116

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結損益計算書

(自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
海 運 業 収 益	4,315,725	6,132,583
運賃	1,741,697	
その他海運業費用	75,160	
海 運 業 航 費 用	2,018,888	4,754,355
船舶借入費	2,378,492	
その他海運業費用	333,010 23,964	
海 運 業 利 益		1,378,227
その他の事業費用		87,248
その他の事業費用		37,498
その他の事業利益		49,749
一般管理費		1,427,977
営業外利益		557,578
受取配当		870,399
受取替	3,450	191,178
燃料の他営業外費用	34,292	
売却却	104,426	
営業外費用	37,224 11,784	
支払手数料	29,031	66,491
支払手数料	5,309	
その他営業外費用	32,010 140	
経常利益		995,087
特別利益		
固定資産売却益	38,110	38,110
税金等調整前当期純利益		1,033,197
法人税、住民税及び事業税	291,619	300,334
法人税等調整額	8,714	
当期純利益		732,863
非支配株主に帰属する当期純利益		1,278
親会社株主に帰属する当期純利益		731,584

連結株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	322,052	5,166,787	△2,027	6,188,812
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△154,425	—	△154,425
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	731,584	—	731,584
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△90	△90
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	51,476	—	—	51,476
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	51,476	577,158	△90	628,545
当 期 末 残 高	702,000	373,529	5,743,946	△2,117	6,817,358

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	285,867	285,867	157,769	6,632,448
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△154,425
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	731,584
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△90
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	—	—	51,476
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	226,065	226,065	△113,196	112,869
当 期 変 動 額 合 計	226,065	226,065	△113,196	741,414
当 期 末 残 高	511,932	511,932	44,572	7,373,863

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

T.S. Central Shipping Co., Ltd.、大四マリン株式会社、本山パインクレスト株式会社
全ての子会社を連結している。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致している。

2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品……………先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…船舶は定額法、その他は主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用している。
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
船舶……………13～20年
建物（建物附属設備を除く）……32～50年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）…自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
- ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしている。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上することとしている。
- ④ 特別修繕引当金
船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込額を加味して計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客と締結している契約が貨物運送契約又は貸船契約かを識別しそれぞれ履行義務を識別している。

・外航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は積高に約定単価を乗じた航海毎の請求額で算定をしている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

・内航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は航海毎に顧客と合意した金額としている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているが、一時点(積切時点)で収益を認識した場合との差異に重要性が無いことから、積切時点で収益を認識している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

なお、海運業費用については収益との対応関係に基づいて認識している。

② 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計上の見積りの変更)

当社所有船舶である第二十一いづみ丸は、当連結会計年度において、用船者との間で用船期間を20年に延長することで合意し、耐用年数を14年から20年に変更している。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10,589千円増加している。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記していた固定負債の「長期未払金」(当連結会計年度800千円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「その他固定負債」に含めて表示している。

2. 会計上の見積りに関する注記

(当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額)

当連結会計年度末において進行中の航海に係る海運業収益 14,471 千円

(識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報)

外航海運業収益の運賃については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を計上している。

当連結会計年度末において進行中の航海に係る進捗度は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

総航海日数の見積りは港間の航海日数及び積揚港での滞在日数の合計日数として算定している。

当連結会計年度末において進行中の航海に係る海運業収益の金額の算出に用いた主要な仮定は、当連結会計年度末以降の港間の航海日数である。

当連結会計年度末以降の港間の航海日数は、予定航路の距離と予定船速に基づいて算定している。

当連結会計年度末以降の港間の航海日数は、天候、海象等によって変動することから、不確実性を伴い、翌連結会計年度の海運業収益に重要な影響を及ぼす可能性がある。

3. 連結貸借対照表に関する注記

※1 担保に供している資産

船舶 5,394,729千円

※2 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金 351,424千円

長期借入金 2,297,661千円

計 2,649,085千円

※3 資産から直接控除した減価償却累計額

船舶 8,337,530千円

建物 703,480千円

器具及び備品 46,947千円

その他有形固定資産 27,825千円

計 9,115,783千円

※4 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されている。

※5 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産は、それぞれ以下のとおりである。

海運業未収金 184,186千円

契約資産 14,471千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,932,000株
------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年5月15日開催の定例取締役会で、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議した。

① 配当金の総額	154,425千円
② 1株当たり配当額	80.00円
③ 基準日	2023年3月31日
④ 効力発生日	2023年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とする。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年5月15日開催の定例取締役会で、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議した。

① 配当金の総額	154,421千円
② 1株当たり配当額	80.00円
③ 基準日	2024年3月31日
④ 効力発生日	2024年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とする。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に海運業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達している。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。

デリバティブは、必要に応じ、為替や金利等の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である海運業未収金は、取引先の信用リスクに晒されている。また、外航海運業を営んでいることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されている。

投資有価証券は、主に上場企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である海運業未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料油等の補油に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されている。

借入金は、主に設備投資（船舶の取得）に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている。また、主な借入金には財務制限条項が付されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程等に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の経理規程等に準じて、同様の管理を行っている。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替の変動リスクや借入金の金利変動リスクを抑制するため、デリバティブ取引を必要に応じて行っている。デリバティブ取引については、当社の経理規程等に基づき、経営会議で基本方針を承認し、これに従い経理部が取引を行っている。取引実績は、経理部担当取締役及び経営会議に報告している。連結子会社についても、当社に準じて、管理を行っている。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち85.5%が特定の取引先に対するものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 海運業未収金	184,186	184,186	—
(2) 投資有価証券	1,114,068	1,114,068	—
(3) 海運業未払金	(301,494)	(301,494)	—
(4) 長期借入金	(2,649,085)	(2,628,897)	20,188

(※) 負債に計上されているものについては () で示している。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 海運業未収金

海運業未収金は全て短期に回収されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

(2) 投資有価証券

全てその他有価証券として保有しており、時価は取引所の価格によっており、その時価をレベル1の時価に分類している。

(3) 海運業未払金

全て短期に支払うため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(注) 2. 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額18,419千円）は、「(2) 投資有価証券」には含めていない。

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	351,424	390,799	504,122	296,781	296,781	809,176

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用マンション（土地を含む）等を有している。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
348,377	△15,123	333,253	1,067,471

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。なお、当連結会計年度末残高には、資産除去債務に関連する金額が538千円含まれている。

2. 主な変動額

当期減価償却費	△9,913千円
賃貸用マンション(土地含む)の売却	△5,210千円

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっている。その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）並びに、一部の建物等の償却性資産については連結貸借対照表計上額をもって時価としている。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、49,749千円（賃貸収益はその他事業収益に、主な賃貸費用はその他事業費用に計上）、固定資産売却益は、38,110千円（特別利益に計上）である。

7. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計
営業収益				
顧客との契約から生じる収益	5,172,767	959,816	—	6,132,583
その他の収益	—	—	87,248	87,248
外部顧客への営業収益	5,172,767	959,816	87,248	6,219,832

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識している。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、顧客と締結している契約が貨物運送契約又は貸船契約かを識別しそれぞれ履行義務を識別している。

①外航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は積高に約定単価を乗じた航海毎の請求額で算定をしている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

②内航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は航海毎に顧客と合意した金額としている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているが、一時点（積切時点）で収益を認識した場合との差異に重要性が無いことから、積切時点で収益を認識している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	172,737	184,186
契約資産	19,928	14,471
契約負債	180,891	49,823

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額
1株当たり当期純利益

3,797.02円
379.00円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北 澄 和 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅 沼 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,449,946	流動負債	698,387
現金及び預金	1,960,418	海運業未払金	227,396
海運業未収金及び契約資産※5	200,934	一年内返済予定の長期借入金※1	166,851
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	306,751	未払費用	14,337
立替金※4	645,069	未払法人税等	130,467
貯蔵品	281,300	契約負債	49,823
繰延及び前払費用	2,342	預り金	4,863
代理店債権	48,457	代理店債務	20,804
その他流動資産※4	4,671	賞与引当金	17,482
固定資産	3,592,512	その他流動負債	66,361
有形固定資産	1,095,374	固定負債	1,170,329
船舶※1※2	1,063,975	長期借入金※1	988,415
建物※2	14,795	繰延税金負債	180,813
器具及び備品※2	1,702	その他固定負債	1,100
土地	14,618	負債合計	1,868,716
その他有形固定資産※2	281	(純資産の部)	
無形固定資産	9,236	株主資本	4,755,723
投資その他の資産	2,487,901	資本	702,000
投資有価証券	865,729	資本剰余金	114
関係会社株式	142,109	資本準備金	114
出資金	870	利益剰余金	4,055,726
関係会社長期貸付金	1,308,943	利益準備金	165,778
前払年金費用	93,135	その他利益剰余金	3,889,948
その他長期資産	77,114	固定資産圧縮積立金	7,003
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	1,982,944
		自己株式	△2,117
		評価・換算差額等	418,020
		その他有価証券評価差額金	418,020
資産合計	7,042,459	純資産合計	5,173,743
		負債・純資産合計	7,042,459

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

株主資本等変動計算書 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	150,335	10,550
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	—	—	15,442	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△3,546
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	15,442	△3,546
当 期 末 残 高	702,000	114	114	165,778	7,003

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,900,000	1,442,089	3,502,976	△2,027	4,203,062
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	△15,442	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△154,425	△154,425	—	△154,425
固定資産圧縮積立金の取崩	—	3,546	—	—	—
当 期 純 利 益	—	707,176	707,176	—	707,176
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△90	△90
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	540,854	552,750	△90	552,660
当 期 末 残 高	1,900,000	1,982,944	4,055,726	△2,117	4,755,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	250,660	250,660	4,453,723
当期変動額			
利益準備金	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△154,425
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	707,176
自己株式の取得	—	—	△90
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	167,359	167,359	167,359
当期変動額合計	167,359	167,359	720,020
当期末残高	418,020	418,020	5,173,743

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………船舶は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

船舶 13～20年

建物（建物附属設備を除く） 47年

(2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしている。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上することとしている。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務等の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上している。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社は、顧客と締結している契約が貨物運送契約又は貸船契約かを識別しそれぞれ履行義務を識別している。

・外航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は積高に約定単価を乗じた航海毎の請求額で算定をしている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

・内航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は航海毎に顧客と合意した金額としている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているが、一時点(積切時点)で収益を認識した場合との差異に重要性が無いことから、積切時点で収益を認識している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

なお、海運業費用については収益との対応関係に基づいて認識している。

5. 重要な会計方針の変更

(会計上の見積りの変更)

当社所有船舶である第二十一いづみ丸は、当事業年度において、用船者との間で用船期間を20年に延長することで合意し、耐用年数を14年から20年に変更している。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,589千円増加している。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前事業年度において区分掲記していた固定負債の「長期未払金」(当事業年度800千円)は、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他固定負債」に含めて表示している。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表と同一である。

3. 貸借対照表に関する注記

※1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産（簿価）

船舶 1,063,975千円

担保付債務

一年内返済予定の長期借入金 166,851千円

長期借入金 988,415千円

保証債務 1,493,818千円

※2. 資産から直接控除した減価償却累計額

船舶 1,520,747千円

建物 40,680千円

器具及び備品 10,337千円

その他有形固定資産 673千円

計 1,572,438千円

3. 保証債務

関係会社T.S. Central Shipping Co., Ltd.の銀行からの借入債務に対し、保証を行っている。

TRES FELICES 968,818千円

建造資金借入

新造船 525,000千円

建造資金借入

※4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 642,711千円

※5. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産は、それぞれ以下のとおりである。

海運業未収金 186,463千円

契約資産 14,471千円

4. 損益計算書に関する注記

※ 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

13,484千円

営業費用

2,156,187千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益

37,338千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,726株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金

6,439千円

未払事業税

7,307千円

長期未払金

11,849千円

減損損失

23,757千円

課税済海外子会社留保利益

412,850千円

その他

10,840千円

繰延税金資産小計

473,045千円

評価性引当額

△437,761千円

繰延税金資産合計

35,283千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金

3,090千円

その他有価証券評価差額金

184,488千円

前払年金費用

28,517千円

繰延税金負債合計

216,096千円

差引：繰延税金負債の純額

180,813千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	日本軽金属(株)	被所有 直接 10.2%	主要荷主 役員兼任	運送等役務の提供	1,497,821	海運業未収金	20,581

取引条件及び取引条件の決定方針等

貨物運賃及び取扱貨物運賃については、海運市況、当社支配船舶の運航コスト等を勘案のうえ、期初に運賃見積もりを提出し、一般の取引条件と同様に決定している。

2. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	T.S. Central Shipping Co., Ltd.	所有 直接100.0%	船舶の用船 債務保証 役員兼任	資金援助	貸付資金の回収	309,974	一年内回収予定の 関係会社長期貸付金	306,751
					受取利息	26,183	関係会社長期貸付金	1,308,943
					借船料 その他海運業収益	1,789,887 13,484		
							債務保証 立替金	1,493,818 637,016
子会社	大四マリン(株)	所有 直接100.0%	船舶の用船 役員兼任	借 船 料	362,700	立 替 金	1,553	
子会社	本山パインクレスト(株)	所有 直接90.7% 間接 3.9%	役員兼任	業務受託手数料	7,200			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 借船料については、船舶の資本費、船費等のコストを勘案のうえ、当社経営会議において決定している。

(注) 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利等を勘案のうえ、決定している。なお、担保等は受け入れていない。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一である。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

2,680.32円

1 株当たり当期純利益

366.36円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 北 澄 和 也
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 菅 沼 淳
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

後 藤 光 良 ㊟

山 口 修 司 ㊟

宮 尾 克 己 ㊟

以 上

